横須賀市報

号外第 18 号

発行日 毎月 10日 25日

発行所 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
編集兼発行人 横須賀市長 上地克明
印刷所 ㈲宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和６年第９号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和６年３月29日付け横須賀市監査委員公表令和６年第２号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第252条の38第６項の規定により次のとおり公表します。

令和６年９月10日

横須賀市監査委員　鷹野加裕子
同　井上東
同　関澤敏行
同　髙橋英昭

［経済部（経済企画課)］

No２　一般労政事業

結果１「労働者団体の収支決算書のチェック」

労働者団体から提出された令和４年度(2022年度)の収支決算書について、収入額と支出額が一致していた。令和３年度（2021年度）において、令和４年度（2022年度）への繰越金があったが、令和４年度（2022年度）の収支決算書には前期からの繰越収入が計上されていなかった。本来は繰越金の分だけ収支が一致しないのではないかと考えられる。所管部署は収支決算書を入手していたが、この事実を適時に把握していなかった。

収支計算書は単に入手するだけでなく、内容を確認しないと、補助金が適切に使われているかの確認ができないのではないかと考える。

今後は、収支決算書について単に入手するだけなく、内容も適時に確認すべきである。また､担当者が変わってもチェック項目が引き継がれるように、決算書のチェックリスト等を整備することも検討すべきではないかと考える。

措置の内容

決算書の提出時に内容の確認をするよう部内において周知徹底した。チェックリスト等の作成については、検討していく。

［農業委員会事務局］

No26　農業委員会運営事業

結果２「農地台帳の一元化と適切な更新（農地法及び農地法施行規則への違反）」

農地法第52条の２にて、農地台帳を適正に整備することが定められているが、この趣旨は、農地の管理を適正に行う上でデータ管理が重要であり、農地台帳などの精度が重要であるためと解される。この農地台帳について、適正に更新されているとは言えない状態が発見された。以下、これまでの経緯から説明する。

横須賀市農業委員会では平成26年度（2014年度）農地法改正による農地に関する情報のインターネット公開への対応が課題となっていた。令和２年度（2020年度）に横須賀市全庁システム（以下、全庁GISという。）の改修を予定していたため、改修に併せてインターネット公開への対応、並びにオプションとして農地台帳(パッケージソフト)の機能を全庁GISにカスタマイズし、

農地台帳をパッケージソフトウェアから全庁GISに移行することを検討した。しかし、システム開発会社、デジタル・ガバメント推進室（全庁GISの所管部署、検討時は情報政策課）、農業委員会での検討の結果、全庁GISの改修時に農地に関する情報のインターネット公開への対応のみ行い、農地台帳については全庁GISへの移行はせず､従来通り農業委員会にて管理する方針となった。

従来通りの管理を継続するためには、パッケージソフトウェアの更新が必要であるが、通常の更新料に加えて、農業委員会で利用しているPCのOSのアップデートに伴うパッケージソフトウェアのバージョンアップ費用が掛かり、当該バージョンアップ費用が高額なため、農業委員会は、パッケージソフトウェアを利用せず表計算ソフトで対応する方針とし、パッケージソフトウェアの更新料を令和２年度（2020年度）予算へ要求しなかった。

令和４年度（2022年度）の新システム（「農業委員会サポートシステム」というパーケッジソフト）の導入に至るまでの２年間は、表計算ソフトを利用した管理を行っていた。しかしながら、表計算ソフトを利用した管理は、法令で定める全ての事項を更新することが困難で、農地法第52条の２に違反してしまった。法令違反等を解消すべく、令和４年度（2022年度）に新システムを導入したが、新システムには平成29年度（2017年度）の情報を移行したため、現在は新システムと表計算ソフトでの二重管理となってしまっている。

農地法第52条の２にて農地台帳を適正に整備することが定められているが、新システムへ移行出来ていない期間（平成30年度（2018年度）から令和３年度（2021年度）の４年間）の更新情報件数は約10,000件であり、当該情報が新システムに反映されていない。新システムと表計算ソフトの２重管理となってしまっており、農地台帳の一覧性が損なわれてしまっていることから、非効率であるだけでなく、農地台帳が適切に整備されているとは言えない状態であると考えられる。また、農地法施行規則第101条では農地台帳に記録すべき事項が定められているが、横須賀市農業委員会で管理している表計算ソフトでは農地台帳に記録すべき事項が網羅的に記録されておらず、新システム導入後も解消していないため、本頁を執筆している令和５年（2023年）11月９日時点でも法令違反の状態が続いているものと考えられる。

【表計算ソフトで管理している農地台帳にて記載が漏れている事項】

●農地が次に掲げる地域または区域内にある場合にあってはその旨

① 農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項の規定により指定された農業振興地域

② 農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域

③ 都市計画法第４条第２項に規定する都市計画区域

④ 市街化区域

⑤ 都市計画法第７条第１項の規定により定められた市街化調整区域

⑥生産緑地法第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区

● 租税特別措置法第70条の４第１項本文または第70条の６第１項本文の規定の適用を受けているかどうかの別

農地台帳は、令和４年度（2022年度）に導入した新システムへ一元化すべきである。新システムで欠落している平成30年度（2018年度）～令和３年度（2021年度）の４年分の更新データについては、農地法施行規則第101条で求められる農地台帳の記載事項を全て満たすようにデータ修正を行った上（法令違反の状態を解消した上）で、表計算ソフトから新システムへ取り込む必要がある。

令和５年度（2023年度）以降も、農地法及び農地法施行規則にて定められている事項を継続的に遵守するよう留意されたい。

措置の内容

新システムに欠落している更新データ４年分（平成30年度（2018年度）～令和３年度（2021年度））の取り込みを、今年度中に完了する予定でとりかかった。

結果３「農地台帳と固定資産課税台帳等との照合（農地法施行規則への違反）」

横須賀市農業委員会では平成29年度（2017年度）まで、農地台帳の正確な記録を確保するため、年に１回委託業者を利用して農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳（資産税課提供）及び住民基本台帳（窓口サービス課提供）との照合を行っていた。予算も農業委員会にて確保していた。しかし、平成30年度（2018年度）より、個人情報の提供にあたるとして資産税課より照合に必要な固定資産課税台帳の項目の一部について提供がなされなかったことで、農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳との照合を実施できなかった。

なお、農地台帳の記録情報の照合には固定資産課税台帳と住民基本台帳の両者が必要なため、住民基本台帳との照合も実施できていない。２年間照合が実施できない状況が続いたため、令和２年度（2020年度）以降の予算にて、照合に関する費用の予算計上もやめてしまっている。

さらに、結果２にて記載しているとおり、令和２年度（2020年度）より農地台帳の表計算ソフトでの管理に伴い、農地台帳の記載事項が網羅されない状態になったことで、問題が複雑化してしまっている。すなわち、執筆時点（2023年９月）時点で、最後に照合作業が行われたのは平成29年度（2017年度）年度であり、平成30年度（2018年度）以降は照合作業が行われていない。

農地法施行規則102条では農地台帳の正確な記録を確保するために農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を毎年１回以上行うように定めているが、現在横須賀市農業委員会では、平成29年度（2017年度）を最後に、農地台帳の照合が行われておらず、農地台帳の記録の正確性が確保できていない。従って、農地法施行規則第102条に違反している状態と考えられる。

固定資産課税台帳は個人情報に該当するため、慎重に取り扱わなければならず、資産税課の判断も十分理解できる。一方、農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳の照合は農地台帳の正確性を確保するための重要な作業であり、法令にて実施が求められている作業でもある。

その後、令和５年度（2023年度）に、「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定（令和５年（2023年）４月施行）も後押しとなり、固定資産課税台帳の必要性について理解を得られ、固定資産課税台帳の提供がなされた。今後も固定資産課税台帳の提供がなされるように固定資産課税台帳の必要性を説明するとともに、個人情報の取扱いには十分注意されたい。

特に、農地台帳と固定資産課税台帳等との突合作業は、所管課によると外部委託する方針と伺っているが、外部委託の際には、委託先における個人情報の管理体制等に横須賀市としても引き続き留意すべきである。

なお、結果2で記載のとおり、農地台帳の一覧性が損なわれ、また記載事項に一部欠けているものがある状態では、農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合作業はうまくいかないと考えられる。そのため、まず、

農地台帳の一元化等を適切に行った上で、照合作業を行い、法令違反の状態を解消すべきである。

措置の内容

外部委託の際の委託先における個人情報の管理については、契約の際に取り決め、管理を徹底する。

また、新システムへの更新が今年度中に完了する予定であることから、来年度からは照合支援作業が円滑に行われる見込みである。